

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から49年3月まで

私は、昭和38年2月に結婚してA市B区に居住し、40年ごろにC市に転居した。結婚当時、夫は自営業で国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、私の保険料も納付してくれていた。夫が私の保険料と同時に集金人に渡していた。また、まとめて払ってくれたことも覚えているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から49年3月までについては、申立人は、申立人の夫と一緒に国民年金保険料を一括納付してくれた記憶があるとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は同年11月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の保険料と一緒に一括納付したとする夫は、社会保険事務所が保管する領収済通知書により、同年9月30日に45年4月から49年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認できることから、申立人の夫と一緒に申立人の保険料を特例納付及び過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和38年4月から45年3月までについては、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫も未納である上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人若しくは申立人の夫が申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年3月まで

私は、必ず夫と二人分の国民年金保険料を納めていた、申立期間と夫の納付記録とに2か月のずれが有るなど、未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入した昭和48年度以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は既に昭和48年6月に払い出されていることが確認できる上、保険料の納付日が確認できる同年4月から51年3月までの期間及び申立期間を除く平成2年4月から4年4月までの期間については申立人及びその夫の保険料の納付日が一致しているなど、申立内容は基本的に信用でき、申立期間についても申立人の夫と一緒に納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年3月まで
私の亡夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。夫が未納分をさかのぼって納めたと常々言っていた言葉を今もはっきりと覚えており、未納とされることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたとしており、申立人の夫及び義母は国民年金制度発足時から国民年金に加入し、申立人の夫は平成9年3月に死亡するまで、申立人の義母は60歳到達時まで保険料をすべて納付していることからみて、申立人の夫の保険料納付意識は高かったものと考えられる上、申立人の夫が申立人の保険料を納付したとする申立内容は信ぴょう性がうかがえ、基本的に信用できる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月に払い出されていることが確認できる上、当時、第1回目の特例納付が実施されていた時期でもあることから、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、会社を辞めて厚生年金保険被保険者の資格を失ったため、昭和49年1月にA市B区役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料として2,700円を納付したが、その記録が消失しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、会社を退職後の昭和49年1月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年2月に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳は同年1月11日に発行されていることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認でき、申立期間については現年度保険料として納付可能な期間であり、国民年金に加入しながら現年度保険料を未納のまま放置するとは考え難いことから、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から41年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から41年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、私が会社を辞めて自営業を始めたころに義姉に勧められて、昭和39年に国民年金に加入した。加入手続は妻が、家の近くのA区役所B支所で行った。その後は、家に集金人が3か月ごとに来て、妻が、最初は100円の国民年金保険料を二人分納付してくれていた。42年1月に国民年金手帳の再交付を受けた後も引き続き集金人に保険料を納付してきた。申立期間が未納であることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月にC市A区において夫婦連番で払い出されており、申立人の妻は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間①及び②については、現年度保険料として納付可能な期間であり、国民年金に加入しながら、現年度保険料を未納のまま放置するとは考え難いことから、申立人夫婦は申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、社会保険事務所が保管している特殊台帳においては、申立期間①のうち、昭和40年4月から6月までの期間及び申立期間②については、いったん押印されていた納付印を二重線で抹消して未納とされており、申立期間①と②の間の41年7月から12月までについても、同様にいったん押印されていた納付印を二重線で抹消して未納とされていたが、再度、納付印を押印して納付済みに訂正されているなど、行政側の記録に混乱が見られる。

加えて、申立期間②については、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は昭和42年1月に国民年金手帳の再交付を受けていることが確認でき、手帳の再交付を受けながら、未納のまま放置していたとは考え難く、申立人夫婦は申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から41年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から41年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、夫が会社を辞めた後、姉に勧められて、昭和39年に国民年金に加入した。加入手続は私が、家の近くのA区役所B支所で行った。その後は、家に集金人が3か月ごとに来て、私が、最初は100円の国民年金保険料を夫と二人分納付した。42年1月に国民年金手帳の再交付を受けた後も引き続き集金人に保険料を納付してきた。申立期間が未納であることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月にC市A区において夫婦連番で払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間①及び②については、現年度保険料として納付可能な期間であり、国民年金に加入しながら、現年度保険料を未納のまま放置するとは考え難いことから、申立人夫婦は申立期間の保険料を、納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、社会保険事務所が保管している特殊台帳においては、申立期

間①のうち、昭和40年4月から6月までの期間については、申立人の夫と同様にいったん押印されていた納付印を二重線で抹消し未納とされているなど、行政側の記録に混乱が見られ、申立人夫婦が所持する国民年金手帳によれば、申立人夫婦は同一日に保険料を納付していることが確認できることから、申立人は申立期間①の保険料を申立人の夫と一緒に納付していたものとみても不自然ではない。

加えて、申立期間②については、申立期間が3か月と短期間であるとともに、申立人は昭和42年1月に国民年金手帳の再交付を受けていることが確認でき、手帳の再交付を受けながら、未納のまま放置していたとは考え難く、申立人夫婦は申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年2月21日から48年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を46年2月から同年7月までは3万3,000円、同年8月から48年6月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月21日から48年7月1日まで

私は、昭和45年7月1日から48年6月30日までの期間、A株式会社にて正社員として勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私は、継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和45年7月1日にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得し46年2月21日資格喪失となっているが、48年6月30日まで継続して勤務していたとする申立人の主張について、当時の上司及び申立人と同じ部署に勤務していた複数の同僚は、申立人が申立期間において同社に正社員として継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更は無かった旨の供述をしている。

また、当時の役員及び上記の当該複数の同僚は、A株式会社の正社員

は全員が厚生年金保険に加入していた旨の供述をしている。

さらに、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が氏名を記憶している上司及び同僚7人は、申立人の申立期間において、いずれも厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年1月の記録から、46年2月から同年7月までは3万3,000円、同年8月から48年6月までの期間については、同名簿における申立人と同時期に資格取得した同僚の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主及び厚生年金保険の事務に直接関わっていた総務の責任者は既に亡くなっていることから確認することはできないが、仮に申立人の申立てどおり、昭和48年7月1日付けの資格喪失届が提出されていた場合には、46年2月以降に被保険者報酬月額算定基礎届を複数回提出する機会があることとなるが、当該届出が記録されていない上、その後に提出されることとなる被保険者資格の喪失届も記録されておらず、これら複数回の機会において社会保険事務所が当該届出の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格喪失届を行ったことが推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から48年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年4月1日から同年7月31日まで
A株式会社において、昭和32年12月7日から4か月の臨時雇用を経て、33年4月から正規採用となり、社会保険に加入し、保険料も控除されていた。その後、同年7月31日付で即時解雇されたが、その間4か月の厚生年金加入記録が無いが、私の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人に係る解雇反対闘争を記した日記「経過報告」（以下、日記と称する）、日記の事件を報じる新聞記事及び元上司の供述により、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、上記の上司は、当時は入社後3か月以上の見習期間の後に厚生年金保険に加入させていた旨供述しており、申立人の日記には昭和32年12月に入社してから4か月の臨時雇用期間の後に33年4月から本採用になったとの記載がある。前述の日記には、昭和33年7月分の給与額が5,950円であったとの記載があり、これについて申立人は、5,950円は社会保険料等控除後の金額であり、控除前の給与額は7,000円であったとしていることから、当時の社会保険料等を計算したところ、7,000円と

5,950 円の差は、申立人の主張どおり社会保険料等を含む給与からの控除額とみても不自然ではない。

さらに、同日記には、当時、当該事業所から申立人の母が、申立人の昭和 33 年 7 月分の給与 5,950 円と解雇手当 1 万円を申立人の代わりに受け取った旨の記載があるほか、当時の事業所の担当者から申立人に対して、解雇手当は給与の 1 か月半分である旨の発言があったとの記載もあり、これは申立人が主張する控除前の給与額 7,000 円を基に計算すると、おおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ事務職であった同僚の記録及び上記日記の記載内容から 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、社会保険事務所が資格の取得及び喪失のいずれの機会においても申立人に係る記録の処理を誤るとは考えられず、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 4 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA株式会社（昭和50年12月13日の法人化以前は、B株式会社を自称していた個人事業所。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年9月までは8万円、同年10月から48年9月までは9万2,000円、同年10月から51年9月までは11万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から53年11月1日まで

A社において、会社が厚生年金保険の適用事業所となる前から保険料を控除されていた。当時のいきさつは、当時の同僚がすべて知っている。

厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を所持しているので、厚生年金保険料の控除が始まった時から、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、申立人が所持している給与明細書及び複数の同僚の供述から判断して、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と勤務実態等を同じくする同僚の記録から、昭和47年5月から同年9月までは8万円、同年10月から48年9月までは9万2,000円、同年10月から51年9月までは11

万円、同年10月から53年10月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間当時において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかった（現在の社会保険庁の記録では、当該事業所の元同僚からの別件申立てについて既に当委員会で決定したあっせん案の報告による平成20年12月18日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（事案432）に基づき、新規適用事業所となった日が昭和47年5月1日に訂正されている。）と認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月から15年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月から15年4月まで
申立期間は申請免除期間であったため、追納の案内が届き、そのころは結婚して経済的に余裕があったことから、追納の納付書を請求して、平成17年から18年ごろに約23万円を振り込み、納付した記憶がある。未納とされるのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除されていた申立期間の国民年金保険料を平成17年から18年ごろに郵便局又は銀行で約23万円を一括で追納したと主張しているが、申立人については、社会保険庁のオンライン記録において、17年12月26日に追納申出が行われ、18年3月31日を納付期限とする納付書が発行されていることは確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録に保険料を収納した旨の記載は無い上、14年4月以降については、金融機関（郵便局を含む。）を利用して保険料を納付した場合にはコンピュータを介して、直接、社会保険庁の口座に入金されることから、従前のように社会保険事務所が保険料の収納に関与することが無く、納付後に事務処理の間違いが発生したとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から57年4月まで

私の国民年金は、父親が昭和38年に加入手続をし、月末になると毎月集金に来ていた役場の人に納付してくれていた。金額ははっきり覚えていないが、父親が私の国民年金保険料を納付していたことは、兄や姉も記憶があると言っており、私は働いていたので、父親に保険料を渡し納付してもらっていた。53年ごろ、父親から年金手帳を受け取り、友達にもその年金手帳を見せた記憶もあるが、火事で焼失したため今は持っていない。未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付の前提となる基礎年金番号は、平成15年2月14日に申立人の夫が厚生年金保険の老齢年金裁定請求を行った際、加給年金を裁定するために、申立人に同記号番号を付番する必要があったことから初めて払い出されたものと推認され、この時点までは、申立人は国民年金に未加入であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったとみるのが自然である。

また、申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から50年3月まで

私は、申立期間当時、家業の手伝いをしており、国民年金保険料については、母親が納付してくれていた記憶がある。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、家業を手伝っており、国民年金保険料については、申立人の母親が納付してくれていたと主張しているが、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和50年9月に払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無く、ほかに申立人若しくは申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 8 月に勤めていた会社を退職後、同年 9 月から国民年金に加入し、国民年金保険料は A 信用金庫 B 支店で口座から引き落とし、夫と共に 60 歳まで納付した。年金を受けるようになってから申立期間が未納になっているのを知り、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付していたと主張しているが、申立人について C 町（現在は、D 市）の保管する国民年金被保険者名簿では申立期間は未納となっていることから、現年度保険料として納付されなかったものと考えられ、過年度保険料についても社会保険事務所の保管する特殊台帳の昭和 58 年度の摘要欄に「納付書」に次いで「催告状」の記載も有り、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無いことから、申立人は申立期間の保険料を納付しなかったものとするのが相当である上、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫についても申立期間は未納である。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1058 (事案 150 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、第三者委員会より納付記録の訂正は必要でないとの通知を受けたが、新たな資料として、A区役所に対し平成18年6月に国民年金手帳を返却するよう求めた際に同区役所職員が私の国民年金手帳紛失を認めたことを示すメモと同区役所に提出したB市C区長発行の戸籍附票のコピーを提出するので、前回申立は、昭和37年11月から40年3月までであったが、改めて申立期間について納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人が所持する国民年金手帳は昭和43年5月29日に発行されていることから、申立期間は時効により納付できない期間となっており、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は特例納付によりさかのぼって納付したとは主張しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の主張は不自然であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年4月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、本籍地であるB市C区に対し、戸籍の附票を郵送により請求するに際し、D市A区役所で聞き取ったと思われる事項等を記載したメモを提出し、このメモは、同区役所が申立期間に係る国民年金

手帳を紛失したことを認めた証拠であるとして、申立期間を延長して再申立てを行っているが、同メモには、「国民年金手帳を区役所が 36 年～39 年の間に紛失したために使用する。」との申立人の請求理由を自筆で記載したものであり、同区役所が紛失を認めたメモとは認め難く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
私は、昭和36年から国民年金に加入し、集金人に保険料を支払っていた。現在、年金を受給しているが、受給額が少ないのは、申立期間の納付記録が無いからだと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和36年から国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は37年3月に、A市B区において払い出されており、これは申立人が、戸籍の附票において確認できる同区に転居した時期とも一致し、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、36年4月から納付するにはさかのぼって納付することとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い上、A市の集金人制度は37年9月から発足したものであることが確認できるなど、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年7月までの期間及び52年8月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から同年7月まで
② 昭和52年8月から53年3月まで

私の国民年金加入手続や国民年金保険料の納付については、現在病気の妻に任せていたため詳細は分からないが、昭和51年1月に会社を退職し、同年2月末にA市B区からC市D区に転居した後、妻が同区E支所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う。その際、同年2月及び同年3月の保険料をさかのぼって請求されたので納付し、ほかの申立期間の保険料についても、妻が国民健康保険料と併せて納付していたと思うので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に会社を退職した後、申立人の妻がC市D区E支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を平成3年3月30日に喪失したことに伴い国民年金被保険者資格を同日に新規取得し、これ以前の被保険者の資格は同年5月7日に追加されたものであることが社会保険庁のオンライン記録で確認できる上、昭和51年4月以降の納付記録が保存されているC市の国民年金収滞納リストでも、申立期間①のうち同年4月分以降及び②の期間について、申立人は「登載なし」と記載され被保険者として管理されていないことが確認できることから、この時点までは、申立期間は未加入期間であり、申立

人の妻は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金被保険者資格記録が平成3年5月7日に追加処理されていることから、このころに申立人の妻は申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の氏名について、旧姓を含め、複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金については、昭和36年に父か母が加入手続をしたはずであり、国民年金保険料については、母が、自宅に来ていた集金人に毎月納付していた。また、母は、申立期間当時、母、私、妹及び弟の国民年金手帳を一緒に保管して、集金人に全員分の保険料を一緒に納付していたと記憶しており、私だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年5月に払い出されていることが確認でき、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、この時点で、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人からは、保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、申立人の母親が、申立期間当時、国民年金に加入していた家族の国民年金手帳をまとめて保管し、国民年金保険料を一緒に

に集金人に納付していたとしているが、i) 申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 7 月 21 日に払い出されていることが確認でき、申立期間当時は国民年金に加入していなかったものと考えられること、ii) 申立人の妹の同記号番号は、申立人と同日に払い出されているものの、申立人と同様に 38 年 4 月から保険料納付が始まっている上、申立期間のうち、37 年 7 月以前は未成年であり国民年金への加入資格が無く、同年 8 月から 38 年 3 月までの期間は未納となっていること、iii) 申立人の弟は、この当時、未成年であり国民年金に加入できなかったものと考えられることなど、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、当時、A市役所に勤務していた姉から、国民年金制度ができたので加入するよう勧められ、妻及び母親と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料については、集金人に、妻及び母親の分と一緒に私が3人分を納めていた。申立期間について、母親は納付済みであるにもかかわらず、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ申立人の妻及び申立人の母親と一緒に国民年金に加入し、3人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、同年11月に払い出されているのに対し、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、42年5月に払い出されており、申立内容と相違している上、保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻についても、申立期間は未納であり、申立内容は不自然である。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の一部は、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から47年10月まで

私は、昭和45年ごろ、自宅に来た集金人に国民年金の加入申出を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間当時、国民年金手帳を受け取っておらず、毎月、集金人に現金で保険料を納付したが、領収書等をもらえなかった。

その後、「これからはこの手帳を持って自分で直接役所へ行って国民年金保険料を納付して下さい。」と集金人から言われ、国民年金手帳を受け取った記憶がある。

申立期間が未納とされていることに納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ、自宅で集金人に国民年金の加入申出を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は47年12月に払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳でも申立人の加入資格は同年11月24日に任意加入と記載されており、これは社会保険事務所が保管する特殊台帳の記載とも一致することから、申立人は、このころに任意の資格で国民年金に加入したものと考えられ、任意加入した場合、さかのぼって被保険者資格を取得することはできないため、申立期間は未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはでき

なかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、18歳ごろから叔父のところで住み込みで働いていた。20歳になったので国民年金に入るように叔父が勧めてくれて、加入手続も叔父がしてくれた。未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の叔父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は昭和41年1月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することができず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からもさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人は、申立人の国民年金加入手続は叔父宅があったA市B区で叔父が行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の戸籍の附票で確認できる同市C区において払い出されており、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索し

ても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 10 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで
② 平成 16 年 4 月 1 日から 20 年 2 月 27 日まで
平成元年 10 月から 60 歳になるまで、毎月手取りで 20 万円の給与があり、60 歳以降は A 有限会社を辞めるまで、毎月手取りで 15 万円あった。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は両申立期間を通じて B 社に勤務し、厚生年金保険の加入については、社会保険庁の記録どおり、申立期間①については株式会社 C、申立期間②については A 有限会社において各々厚生年金保険の被保険者となっていたと述べている。これについて両社に照会したところ、当時社会保険事務を処理していた共通の担当者は、「両社は関連会社で、オーナーも同じであり、B 社の社会保険の届出については両社で各々厚生年金保険の届出を行っていた。申立人には当時請負による清掃業務を委託していた。社会保険への加入については、申立人の強い希望により、税金も含めて厚生年金保険料等の諸控除はしておらず、保険料の全額を当該両事業主の負担において支払っており、報酬月額の届出額についても、申立人の主張どおりには届けていない。」と供述している。

ちなみに、申立人も両社において、給与の手取額のみを保証する契約であったと述べている。

また、申立人が所持している申立期間に係る給与明細書は、平成 14 年 5

月から20年3月までのうちの8枚であるが、そのうちの6枚については、申立人が当時から保有していたものであり、厚生年金保険料の控除額は記載されていない。同年1月及び2月の2枚の給与明細書には厚生年金保険料の控除額の記載があるが、これは申立人が主張する標準報酬月額より低い9万8,000円の標準報酬月額に近い控除額であり、この標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

両申立期間について、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 45 年 11 月 7 日まで

私は、昭和 42 年 9 月に、それまで勤めていた会社を辞めて、父が経営する A 株式会社に関の強い希望を受けて入社し、営業の責任者として勤務した。

社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 45 年 11 月 7 日と記録されている旨の回答を受けたが、私は、入社後すぐに厚生年金保険に加入したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において A 株式会社に関務していたことは推認できるが、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同社の現事業主に対し申立人の申立期間に関る厚生年金保険料の控除の有無について照会を行ったものの、これを確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間当時、一緒に営業に従事していたとする二人の実兄についても、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立てに関る事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 31 年 11 月 7 日には被保険者資格を取得しておらず、数年以上経過した後に関資格を取得しており、二人の兄共に同事業所において被保険者となっていない期間があったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の A 株式会社に関る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿によると、申立人は、昭和 45 年 11 月 7 日付けで同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが記録されており、同名簿には申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る手続に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月ごろから 36 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 協同組合での加入が昭和 36 年 3 月からになっていることがわかった。同社には 34 年ごろから勤務している記憶があり、36 年 2 月までが未加入期間になっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の元理事の供述により、申立人が申立期間においてB株式会社（後のA協同組合。）に勤務していた事実は推認できるが、同僚に照会しても勤務期間についての明確な供述は得られないことから、同事業所において申立人が勤務を開始した正確な時期については特定できない。

また、当該元理事によると、同事業所においては全ての従業員について勤務開始時から厚生年金保険に加入していたわけではなく、当該元理事自身も勤務開始から6か月後に厚生年金保険に加入している旨回答していることから、同事業所においては必ずしも実際の勤務開始日に合わせて被保険者資格の取得手続きが行われていた事実がうかがえない。

さらに、A協同組合は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿の記録においても平成9年10月に解散となっている上、申立期間当時の代表理事は所在が不明であるため、申立人の勤務実態及び給与から保険料を控除されていた事実について確認できる資料及び供述を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 10 月 23 日から 13 年 4 月 16 日まで
② 平成 14 年 8 月 29 日から 15 年 9 月まで
③ 平成 16 年 6 月から 17 年 2 月まで

私は、平成 12 年 10 月 23 日から 14 年 1 月 15 日までの期間及び同年 8 月 29 日から 15 年 9 月ごろまでの期間は有限会社 A に、16 年 6 月から 17 年 2 月までの期間は株式会社 B に、それぞれ勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録は無いとの回答を受けたので、これらの期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、有限会社 A は、平成 15 年 5 月 16 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の親会社である株式会社 C に、申立てに係る事実について照会を行ったところ、同社が保管する有限会社 A の社員名簿及び平成 12 年分の源泉徴収票によると、申立人は、12 年 10 月 23 日に同社に契約社員として入社したことが記載されているが、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の有無については、これらを確認できる関連資料が保管されていないため不明である旨の回答があった。

また、同僚に照会を行ったが、申立期間当時における厚生年金保険の加入時期に関する取扱いについての供述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、平成 13 年 4 月 16 日付け

で雇用保険の被保険者資格を取得し、14年1月15日付けで離職していることが確認でき、雇用保険の被保険者であった期間が厚生年金保険の被保険者であった期間と一致していることから、事業主が社会保険事務所に記録されているとおりの被保険者資格に係る届出を行ったことが推認できる。

申立期間②については、上記の有限会社Aの社員名簿によると、申立人は、平成14年8月29日に同社にアルバイト社員として再雇用されたことは確認できるが、退社日の記録は無く、同社の親会社である株式会社Cの事務担当者によると、申立人の退社日及び申立期間当時における厚生年金保険の加入の取扱いについては不明である旨を供述しており、申立期間における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、同僚に照会を行ったところ、申立期間における申立人の勤務実態に関する供述は得られなかったほか、当該同僚のうち一人からは、申立期間当時、アルバイト社員については、厚生年金保険には加入していなかった旨の供述が得られた。

さらに、申立人が有限会社Aにおいて同僚であったとしている一人は、同社において厚生年金保険に加入していなかった旨を供述しており、社会保険庁のオンライン記録においても同人が厚生年金保険被保険者となった記録は無い。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人が申立期間において雇用保険の被保険者となった事実は確認できない。

また、社会保険庁の有限会社Aに係るオンライン記録によると、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間③については、株式会社Bは、平成20年12月18日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業を継承する株式会社Dが保管する人事記録及び公共職業安定所の雇用保険に係る記録によると、申立人は、申立期間のうち、16年8月5日から17年2月25日までの期間、株式会社Bに勤務したことは確認できるが、同日以前に申立人が同社に勤務した事実は確認できない。

また、株式会社Dが保管する人事記録には、申立人は株式会社Bにおいて厚生年金保険には加入していなかった旨が記録されているほか、株式会社Dが保管する賃金台帳によると、申立人が株式会社Bに勤務した期間に給与から厚生年金保険料が控除された記載は無い。

さらに、申立人の派遣先事業所であるE株式会社F工場が保管する工員配置表には、平成16年8月から17年2月までの期間に、株式会社Bから

派遣されていた工員が申立人のほかに 11 人記載されているが、これらのうち、5 人については、社会保険庁の同社に係るオンライン記録に氏名が記録されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

正確な年月日の記憶はないが、私は昭和 17 年に父親と共に A 株式会社 B 工場に勤務していた。私の勤務は機械保全係で、父親は社員食堂の賄いに従事しており、厚生年金保険料の控除についての記憶は無いが、私には同年 6 月 1 日から同年 10 月 3 日まで厚生年金保険の被保険者期間があるので、父親も申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

死亡した申立人の長男は、昭和 17 年に自分は機械保全係として、申立人である父親は社員食堂の賄いとして一緒に A 株式会社 B 工場に勤務し、申立人の申立期間において、長男自身の厚生年金保険被保険者の記録があることから、父親も厚生年金保険被保険者であったはずであると主張しているが、申立期間は工場や鉱山の現場で勤務する男子労働者を対象とする労働者年金保険制度の実施時期であり、社会保険事務局に労働者年金保険の適用事業所内における社員食堂の賄いが労働者年金保険の被保険者の範囲に該当するかについて照会したところ、社員食堂の賄いという職種は、当時の通達集によると労働者年金保険の対象労働者とは認められない旨の回答があったことから、申立人は労働者年金保険の被保険者ではなかったと推認される。

また、C健康保険組合に照会したところ、人事カード等の資料が保管されている場合もあるが、B工場の従業員についての資料は保管されておらず、申立人の勤務の実態については不明である旨の回答があり、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、申立人の長男は、父親と一緒に勤務を始めた具体的な時期、父親の年金加入状況及び保険料の控除については記憶していない上、申立人の同僚についても知らないと述べており、申立てに係る事実について供述を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の長男の記録は確認できるが、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号が連続して欠番もないため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月 6 日から同年 5 月 18 日まで
② 平成元年 7 月 5 日から 2 年 8 月 31 日まで

私は、①についてA県立B高等学校に、②についてA県立C高等学校に常勤講師として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、上記期間について厚生年金保険の加入記録が無い。私は、この期間勤務しているので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、在職証明書等から申立人が申立期間においてA県立B高等学校に勤務していたことは認められるが、A県立B高等学校に対し照会を行っても、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の有無について、これらを確認できる関連資料は保管されておらず、供述を得ることもできなかった。

また、A県教育委員会は、昭和 63 年 3 月 25 日付けの「臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険制度実施要綱」により、同年 4 月から臨時的任用職員を健康保険厚生年金保険に加入させることとしており、それに伴い同年 4 月 1 日からA県立B高等学校は厚生年金保険の適用事業所となっているため、同年 1 月 6 日から同年 3 月 31 日までの期間については、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は確認できない。

さらに、昭和 63 年 4 月 1 日から同年 5 月 18 日までの期間については、当時のA県教育委員会の臨時的任用職員の厚生年金保険への加入の要件は、一つの発令につき暦月 6 か月以上とされており、この期間は加入の要件に該当

しない。

加えて、申立人は昭和 63 年 1 月から 5 月分の国民年金保険料を納付しており（ただし、5 月分は厚生年金保険の加入に伴い還付）、申立期間において厚生年金保険に加入していたとする申立人の主張を、そのまま肯定することはできない。

また、申立人は、申立期間に健康保険証を使用して D 耳鼻科で受診した記憶があると供述しているため、E 市の D 耳鼻咽喉科に照会したが、昭和 63 年の診療記録は保存されていないため、健康保険証を所持していた事実については確認できない。

申立期間②については、在籍証明書等により申立人が申立期間において A 県立 C 高等学校に勤務していたことは認められるが、当該事業所に対し照会を行っても、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の有無について、これらを確認できる関連資料は保管されておらず、供述を得ることもできなかった。

また、A 県教育委員会は、平成元年 3 月 18 日付けの「臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険制度の取扱い等について（通知）」により、同年 4 月から臨時的任用職員の厚生年金保険への加入取扱いを一部改正し、一つの発令につき 2 か月を超え 1 年以内の期間を定めて任用を受けた者を厚生年金保険の加入の要件としており、申立人については、同年 8 月 20 日から 2 年 3 月 30 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間についてはこの要件に該当するが、申立期間に当該事業所事務室において社会保険実務を担当していた担当者に照会しても、申立人に係る社会保険の加入手続等について供述を得ることができず、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であった事実は確認できない。

さらに、社会保険庁の A 県立 C 高等学校に係る記録においても、申立期間当時の健康保険整理番号は連続しており、申立人の氏名は記載されていないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人はいずれの申立期間についても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する記憶が明確ではなく、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 26 日から 3 年 4 月 1 日まで

A株式会社勤務中、B株式会社からスカウトの話があったので、辞める 1 か月前に上司に相談の上退職し、その後、1 日も空けずにB株式会社に就職したので、申立期間についてはA株式会社に勤務していた筈である。申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち平成 2 年 2 月 26 日から同年 12 月 25 日まで、A株式会社に勤務していたことは認められるが、当時の事業主に照会しても申立人に関する記憶は無く、当時の資料も保管してないとの回答であり、当該事業所の経営権が譲渡された事業所に照会しても、当時の関係書類は引き継がれていないため、申立人の勤務期間等の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認することはできなかった。

また、A株式会社の当時の上司及び同僚に照会しても、申立人が勤務していたこと以外の供述を得ることができない。

さらに、申立人はA株式会社を平成 3 年 3 月 31 日に退職した後 1 日も空けずに同年 4 月 1 日からB株式会社に入社したと主張しているが、B株式会社において雇用保険の被保険者となった日は同年 3 月 11 日であり、B株式会社に照会しても実際に申立人が入社した日は不明と回答していることから、同年 3 月 31 日までA株式会社に勤務していたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料および周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 6 日まで

私は、A株式会社には数日しか勤務していなかったが厚生年金保険の記録がある。しかし公共職業安定所の紹介で勤務したB株式会社については、厚生年金保険の加入記録がないので調べてほしい。

また、昭和 34 年 4 月 1 日からC生活協同組合に勤務していたが、厚生年金保険の記録は財団法人Dになっている上、同年 9 月 1 日からの加入記録にされている。私は財団法人Dに雇用された記憶はないので、同年 4 月 1 日から 37 年 1 月 6 日までC生活協同組合における厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社に係る申立期間①については、当該事業所は昭和 54 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に亡くなり、当時の関係資料についても存否が不明であるため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、B株式会社の申立期間当時の複数の元従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、複数の元従業員は「当時は3か月以上の試用期間があったと思う。」と供述している上、当時の総務担当者は「所属長が従業員の厚生年金保険の加入手続を判断し事業主が了解した後、事業主から厚生年金保険の加入手続をするよう指示を受けていた。」と供述していることから、申立期間当時、当

該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

加えて、社会保険事務所のB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、申立期間における健康保険番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

C生活協同組合に係る申立期間②については、申立期間当時の同僚の供述から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、上記同僚の供述においても申立人の正確な勤務期間は確認できない。

また、社会保険庁の記録において、C生活協同組合が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は昭和37年1月1日であることから、申立期間のうち34年4月1日から36年12月31日までの期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、C生活協同組合に照会したところ「当時の賃金台帳等関係資料も同事業所に保管されておらず、申立人を雇用したか否かは不明。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立人は「財団法人Dにおいて雇用された覚えがない。」と述べているが、当時C生活協同組合に勤務していた同僚及びDに入居していた他の組合で勤務していた従業員に対して照会したところ、いずれも申立期間当時は財団法人Dを適用事業主として厚生年金保険に加入していたと回答していることから、申立人の厚生年金保険の加入においても、C生活協同組合が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、財団法人Dを適用事業主として、厚生年金保険に加入手続がされたものと考えられる。

また、当時C生活協同組合に勤務していた同僚に照会したところ、「6か月ぐらいの試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していない。」と回答していることから、当該事業所においては従業員について入社後ただちに厚生年金保険を加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 12 日から同年 3 月 31 日まで

私は、前職を退職した昭和 44 年 2 月 10 日の翌々日の同年 2 月 12 日から 47 年 11 月 16 日に離職するまで株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、44 年 2 月 12 日から同年 3 月 31 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、厚生年金保険の加入期間に 1 か月間の空白もないよう留意して転職しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思われるので、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していた可能性はあるが、当該事業所は平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、16 年に破産している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時の役員及び破産管財人に照会しても、当時の給与明細書等、関連資料の存否は不明のため、申立てに係る事実は確認できない。

また、申立人と同様に昭和 44 年 4 月 1 日に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、そのうちの 1 人は、「私の場合は、昭和 44 年 2 月から実習社員として勤務したが、給与明細書を確認したところ、同年 2 月及び 3 月の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、雇用保険料及び社会保険料が控除されているのは同年 4 月の給与からである。」と供述している上、申立期間以前から勤務していた同僚も、「当時会社は、人により試用期間を設けていたので、正社員になるまで期間

があった場合がある。」と供述しているため、当時当該事業所では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社Aに係る雇用保険の被保険者資格取得日についても、厚生年金保険と同様に昭和44年4月1日となっていることが確認できることから、当該事業所が同日をもって申立人に係る雇用保険及び厚生年金保険の資格取得届を提出したことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月17日から同年4月9日まで
② 昭和36年2月10日から同年3月20日まで

申立人は、昭和34年9月26日から36年3月20日まで株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立人は、当該事業所に途切れることなく勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述から、申立人が、申立期間において株式会社Aに勤務していた可能性はあるが、当該事業所は昭和62年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなり、事業主の後継者に対し照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる給与明細書、関連資料等が保管されていないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間の前後に株式会社Aに勤務していた複数の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

さらに、申立期間①については、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和35年1月に健康保険証を返却し

た旨の記載が確認できるため、申立期間に申立人が健康保険及び厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 4 月 1 日から A 県農業会 B 支部に所属し、C 村農業会において主任農業技術員として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 22 年 1 月 1 日と記録されている旨の回答を受けた。

しかし、D 農政局の人事記録には、申立期間も C 村農業会において勤務したことが記録されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 村農業会を退職した後に勤務した農林省（現在は、農林水産省）における人事記録によると、申立人は、昭和 21 年 4 月 1 日付けで、A 県農業会から、同農業会 B 支部所属の職員として、C 村農業会に駐在して勤務する旨の辞令を受けたことは確認できるが、同農業会については、26 年 8 月に、また、A 県農業会及び同農業会 B 支部については、23 年 8 月に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、いずれも元事業主の所在が不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所の C 村農業会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同農業会は、昭和 22 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、同僚に照会しても、同日以前に厚生年金保険料を給与から控除されていた旨の供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所のA県農業会及び同農業会B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号に欠番も無いことから、両事業所において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、C村農業会の事業を引き継いでいると考えられるE市農業協同組合に対して、並びにA県農業会の事業を引き継いでいると考えられる全国農業協同組合連合会A県本部及びA県信用農業協同組合連合会に対し、これらの農業会における人事記録及び賃金台帳等の関連資料の有無について照会を行ったが、いずれも関連資料は保管されていない旨の回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 1 日から平成 13 年 3 月 21 日まで
私は、A社（社会保険事務所の記録によると、平成8年に株式会社Bに名称変更。）に入社する際、社長から給与を30万円以上支払うと言われ、私が所持する平成10年4月分の給与明細書及び雇用保険被保険者離職証明書にも、33万7,560円の給与が支給されたことが記載されている。
しかし、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録には、A社に勤務した全期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与支給額よりも低く記録されているので、実際の給与支給額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成10年4月分の給与明細書及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控え）等の記載から、同年4月、12年1月及び同年7月から離職した13年2月までの期間において、それぞれ33万7,560円の給与が支払われていたことは確認できる。しかし、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、2万4,290円と記載されており、この控除額は、社会保険庁に記録されている同時期の標準報酬月額（28万円）に相当する控除額となっていることから、当該給与明細書からは、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）に基づく保険料が控除された事実を確認することはできない。

また、株式会社Bは、平成13年4月28日付けで厚生年金保険の適用事

業所ではなくなり、法人登記に係る記録によると、同社は、同年4月27日に破産宣告を受け、17年11月22日には破産終結となっており、元事業主に対し、申立てに係る事実について照会を行ったが、これについて確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人から提出された平成12年10月適用分の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には、申立人を含め5人の被保険者の標準報酬月額が記載されているが、いずれも社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致していることから、当該期間において、事業主が同庁に記録されているとおりの届出を行っていたことが確認できる。

加えて、同僚に照会を行ったが、標準報酬月額に係る記録の誤りの有無に関する供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月 25 日から 37 年 2 月 25 日まで

私は、申立期間において妻と一緒にA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に勤務していた複数の元従業員の供述及び法人登記簿の記載から、申立人は申立期間において当該事業所の代表取締役（うち約2か月間は取締役）であったことが認められるが、当該事業所は昭和60年に解散しており、当時の関係資料が保管されておらず、当時の経理担当者も亡くなっているため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間において、A株式会社で役員を務めていた申立人以外の4人についても、厚生年金保険に加入していないため、役員については、申立期間当時、厚生年金保険の加入手続が行われていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も無いため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 9 月 21 日まで
社会保険事務所から、申立期間に加入していた厚生年金保険について脱退手当金が支給済みとの回答が有った。

退職時は、社内結婚の準備のため多忙であり、会社の庶務から年金のことで話が有ったが、年金はそのまま残してもらったことを覚えている。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、申立期間について、正規の脱退手当金及び女子特別附加脱退手当金（以下単に「脱退手当金」という。）が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録の支給金額、支給年月日に一致している。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 23 年 10 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いと言うのみである上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(株式会社 A)
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 7 日まで
(株式会社 B)

申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答をもらったが、私は受領した覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書の裏面には、昭和 38 年 9 月 18 日付けで、申立人が社会保険事務所で脱退手当金を受領したことを示す署名及び押印が確認できる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 9 月 18 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 5 日まで
小学校を卒業した昭和 15 年 4 月に、A株式会社B工場に入社し、終戦まで勤務した。

当該事業所における脱退手当金は受領していないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録の支給金額、支給年月日に一致している。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 20 年 10 月 5 日から約 1 年 1 か月経過後の 21 年 10 月 23 日に支給決定されているが、申立期間当時、脱退手当金の支給要件として、死亡又は資格喪失後 1 年経過後に請求できることとされていたことから、この待期間を差し引くと、約 1 か月後に支給決定され、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いと言うのみである上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。